

神戸リサーチコンプレックス協議会幹事会 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、神戸リサーチコンプレックス協議会（以下「協議会」という。） 幹事会と称する。

（設 置）

第2条 神戸リサーチコンプレックス協議会 規約第10条に基づき、神戸リサーチコンプレックス協議会 総会の議事等を補佐し、協議会運営上、必要な事項の議事を機動的に行うため、総会の下で幹事会を開催する。

（幹事会）

第3条 幹事会は、幹事機関によって構成し、代表幹事が必要と認めるときに、代表幹事が招集する。

- 2 幹事会の議長は、代表幹事が担う。
- 3 幹事会の副議長は、副代表幹事が担う。副議長は、議長を補佐し、代表幹事がその職務を行えないときは、副議長が議長を代理する。
- 4 幹事会の議長及び副議長がその職務を行えないときは、幹事会で幹事会員の互選によって、臨時で議長を代理するものを選任する。
- 5 幹事会は、幹事会員の過半数が出席することで成立するものとする。
- 6 幹事会の議事を決する必要がある場合は、出席幹事会員の過半数の賛成で決し、可否同数のときは、幹事会の議長の決するところによる。
- 7 幹事会は、書面又は情報通信技術（ICT）（以下「書面等」という。）による開催を認めるものとし、議決は書面等によることを妨げない。書面等による議決の場合は、幹事会員の過半数の書面等の提出をもって成立するものとし、その過半数の賛成で決し、可否同数のときは、幹事会の議長の決するところによる。

（議事事項）

第4条 幹事会では、次の事項について、議決を行う。

- (1) 協議会の会員の加入についての承認
 - (2) 協議会の会長の発議による会員の脱退についての承認
 - (3) 協議会の事業計画の軽微な変更の承認
 - (4) その他、協議会の運営に関わる事項の決定及び承認
- 2 幹事会では、次の事項について、協議を行う。
- (1) 総会で定めた事業計画の進捗確認
 - (2) 部会等での活動報告
 - (3) その他、協議会の運営に関わる事項に関する情報発信

（委 任）

第5条 幹事会会員は、やむを得ず幹事会に出席できない場合、委任状を提出して他の幹事会会員に表決を委任することができる。委任状を提出した者は会議に出席したものとみなす。

（組 織）

第6条 幹事会は、特定の事項を検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会設置にあたって必要な事項の決定については、幹事会の承認を必要とする。

(雑 則)

第7条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に協議のうえ定める。

附 則

本規約は、令和2年4月1日から施行する。